

(案)

別紙

新			旧		
別 紙			別 紙		
医療提供体制推進事業費補助金交付要綱			医療提供体制推進事業費補助金交付要綱		
(通則)			(通則)		
1～3 (略)			1～3 (略)		
(交付の対象事業)			(交付の対象事業)		
4			4		
(1) ア～シ (略)			(1) ア～シ (略)		
<u>ス ドクターヘリ運航体制緊急支援事業</u>			<u>(新規)</u>		
(2) ア～エ (略)			(2) ア～エ (略)		
<u>オ 小児地域支援病院運営事業</u>			<u>(新規)</u>		
(3)～(7) ア(ク) (略)			(3)～(7) ア(ク) (略)		
<u>(ケ) ドクターヘリ運航体制緊急支援設備整備事業</u>			<u>(新規)</u>		
<u>(コ) 小児救命救急センター設備整備事業</u>			<u>(新規)</u>		
(7) イ～(9) (略)			(7) イ～(9) (略)		
(事業者)			(事業者)		
5 (略)			5 (略)		
別表 1			別表 1		
1 事業分類	2 事業区分	3 事業者	1 事業分類	2 事業区分	3 事業者
(1) 救急医療対策事業	(略)	(略)	(1) 救急医療対策事業	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	ア 小児初期救急センター運営事業 イ 共同利用型病院運営事業	(略)		ア 小児初期救急センター運営事業 イ 共同利用型病院運営事業	(略)

新			旧		
	オ 小児救命救急センター運営事業 カ ドクターヘリ導入促進事業 キ 救急救命士病院実習受入促進事業 サ 救急患者退院コーディネーター事業 シ 病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業 <u>ス ドクターヘリ運航体制緊急支援事業</u>			オ 小児救命救急センター運営事業 カ ドクターヘリ導入促進事業 キ 救急救命士病院実習受入促進事業 サ 救急患者退院コーディネーター事業 シ 病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業 <u>(新規)</u>	
	(略)	(略)		(略)	(略)
(2) 周産期医療対策事業等	(略)	(略)	(2) 周産期医療対策事業等	(略)	(略)
	イ 周産期母子医療センター運営事業 <u>オ 小児地域支援病院運営事業</u>	(略)		イ 周産期母子医療センター運営事業 <u>(新規)</u>	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
(3) ～ (6) (略)	(略)	(略)	(3) ～ (6) (略)	(略)	(略)
(7) 医療提供体制設備整備費	ア (キ) 小児集中治療室設備整備事業 ア (ク) 病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進設備整備事業 <u>(ケ) ドクターヘリ運航体制緊急支援設備整備事業</u> <u>(コ) 小児救命救急センター設備整備事業</u> イ 小児救急遠隔医療設備整備事業 エ (イ) 地域医療支援病院の共同利用部門	地方公共団体 <u>(広域連合を含む)</u> 、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者	(7) 医療提供体制設備整備費	ア (キ) 小児集中治療室設備整備事業 ア (ク) 病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進設備整備事業 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> イ 小児救急遠隔医療設備整備事業 エ (イ) 地域医療支援病院の共同利用部門	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者

新			旧		
	オ（ウ）NBC災害・テロ対策設備整備事業 （オ）災害拠点精神科病院等設備等整備事業 （キ）災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業 （略） （略） （略） （略） 上記（ア（キ）、ア（ク）、 <u>ア（ケ）</u> 、 <u>ア（コ）</u> 、イ、エ（イ）、オ（ウ）、オ（エ）、オ（オ）、オ（カ）、オ（キ）、ケ及びサ）以外の事業			オ（ウ）NBC災害・テロ対策設備整備事業 （オ）災害拠点精神科病院等設備等整備事業 （キ）災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業 （略） （略） （略） （略） 上記（ア（キ）、ア（ク）、イ、エ（イ）、オ（ウ）、オ（エ）、オ（オ）、オ（カ）、オ（キ）、ケ及びサ）以外の事業	
（８）～（９）（略）	（略）	（略）	（８）～（９）（略）	（略）	（略）
（注１）～（注３）略 （交付額の算定方法） ６（１）①～⑥（略） ⑦ ４の（１）の <u>カ及びス</u> の事業 ア（略） イ（略） ⑧～⑨（略） （２）①（略） ② ４の（２）の <u>イ及びオ</u> の事業 ア（略）			（注１）～（注３）略 （交付額の算定方法） ６（１）①～⑥（略） ⑦ ４の（１）の <u>カ</u> の事業 ア（略） イ（略） ⑧～⑨（略） （２）①（略） ② ４の（２）の <u>イ</u> の事業 ア（略）		

新	旧
イ (略) ③～④ (略) (3) ～ (6) (略) (7) 医療提供体制設備整備事業の交付算定基礎額は、次のアから<u>ロ</u>により算出された額とする。 ア 4の(7)のア(アの(ウ)、(キ)、<u>ク</u> <u>及び(ケ)</u>の事業を除く)からウ(ウの(ウ)の事業を除く)、オの(ア) (医療機器等の整備に限る。)及び(イ) (医療機器等の整備に限る。)並びにクの事業 (ア) (略) (イ) (略) イ～セ (略) <u>ソ 4の(7)のアの(ケ)の事業</u> <u>(ア) 都道府県又は広域連合が実施する事業</u> <u>a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。</u> <u>b aにより選定された額と総事業費から救急搬送診療料等及び寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。</u> <u>(イ) 都道府県又は広域連合が補助する事業</u> <u>a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。</u> <u>b aにより選定された額と総事業費から救急搬送診療料等及</u>	イ (略) ③～④ (略) (3) ～ (6) (略) (7) 医療提供体制設備整備事業の交付算定基礎額は、次のアから<u>セ</u>により算出された額とする。 ア 4の(7)のア(アの(ウ)、(キ) <u>及び</u> (ク)の事業を除く)からウ(ウの(ウ)の事業を除く)、オの(ア) (医療機器等の整備に限る。)及び(イ) (医療機器等の整備に限る。)並びにクの事業 (ア) (略) (イ) (略) イ～セ (略) <u>(新規)</u>

新	旧
---	---

び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県又は広域連合が補助する額とを比較して最も少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(8) ~ (9) 略

ii (略)

別表2

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
(1) 救急医療 対策事業	ア 小児 初期救急 センター 運営事業	(略)	1 か所当たり <u>8,488千円</u>	(略)	(略)
	イ~ウ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	エ 救命 救急セン ター運営 事業	救命救急 センター	1 か所当たり次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 次の①から⑥により算出された額の合計額に別添2に定める充実段階に基づく率を乗じて得た額とする。 <u>(削除)</u>	(略)	(略)

(8) ~ (9) 略

ii (略)

別表2

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
(1) 救急医療 対策事業	ア 小児 初期救急 センター 運営事業	(略)	1 か所当たり <u>2,550千円</u>	(略)	(略)
	イ~ウ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	エ 救命 救急セン ター運営 事業	救命救急 センター	1 か所当たり次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 次の①から⑥により算出された額の合計額に別添2に定める充実段階に基づく率を乗じて得た額とする。 <u>(ただし、補助を受ける病院</u>	(略)	(略)

新						旧					
			①～⑥、(2) (略)						<u>の申請年度の収支が都道府県から交付される救命救急センター運営に要する補助金を除いて黒字となる場合には、上記により算出された額に1/2を乗じるものとする。)</u>		
	地域救命救急センター	1 か所当たり次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 次の①から⑤により算出された額の合計額に別添2に定める充実段階に基づく率を乗じて得た額とする。 <u>(削除)</u>		(略)	(略)	地域救命救急センター	1 か所当たり次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 次の①から⑤により算出された額の合計額に別添2に定める充実段階に基づく率を乗じて得た額とする。 <u>(ただし、補助を受ける病院の申請年度の収支が都道府県から交付される救命救急センター運営</u>	(略)	(略)		

新						旧					
			①～⑤、(2) (略)					に要する補助金を除いて黒字となる場合には、上記により算出された額に1/2を乗じるものとする。)			
	オ 小児救命救急センター運営事業	小児救命救急センター	(略)	(略)	(略)	オ 小児救命救急センター運営事業	小児救命救急センター	(略)	(略)	(略)	
		地域小児救命救急センター	(略)	(略)	(略)		地域小児救命救急センター	(略)	(略)	(略)	
		ドクターカー	ドクターカーの重転手を確保する場合 1 か所当たり 4,701千円×確保月数/12	ドクターカーの運用に必要な給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)、消耗品費、燃料費、委託費、租税公課(自動車税、自動車重量税)	3分の1		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	
	カ ドクターヘリ導入促進事業	—	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 日中飛行分 ① ドクターヘ	(略)	(略)	カ ドクターヘリ導入促進事業	—	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 日中飛行分 ① ドクターヘ	(略)	(略)	

新					旧						
			リ 運航経費 1機当たり （厚生労働大臣が特に必要と認める場合を除き、同一基地病院につき1機に限る。） ※代替機は除く。 ア 位置情報把握システムを利用している場合 （ア）年間飛行時間50時間未満 <u>324,789</u> 千円×運営月数／12 （イ）年間飛行時間50時間以上100時間未満 <u>335,289</u> 千円×運営月数／12 （ウ）年間飛行時間100時間以上150 時間未満						リ 運航経費 1機当たり （厚生労働大臣が特に必要と認める場合を除き、同一基地病院につき1機に限る。） ※代替機は除く ア 位置情報把握システムを利用している場合 （ア）年間飛行時間50時間未満 <u>289,156</u> 千円×運営月数／12 （イ）年間飛行時間50時間以上100時間未満 <u>299,156</u> 千円×運営月数／12 （ウ）年間飛行時間100時間以上150 時間未満		

新					旧						
			<u>345,789</u> 千 円×運営月 数／12 (エ) 年間飛行 時間150時間以 上200時間未満 <u>356,289</u> 千 円×運営月 数／12 (オ) 年間飛行 時間200時間以 上250時間未満 <u>366,789</u> 千 円×運営月 数／12 (カ) 年間飛行 時間250時間以 上300時間未満 <u>377,289</u> 千 円×運営月 数／12 (キ) 年間飛行 時間300時間以 上350時間未満 <u>387,789</u> 千 円×運営月 数／12 (ク) 年間飛行 時間350時間以 上 <u>398,289</u> 千						<u>309,156</u> 千 円×運営月 数／12 (エ) 年間飛行 時間150時間以 上200時間未満 <u>319,156</u> 千 円×運営月 数／12 (オ) 年間飛行 時間200時間以 上250時間未満 <u>329,156</u> 千 円×運営月 数／12 (カ) 年間飛行 時間250時間以 上300時間未満 <u>339,156</u> 千 円×運営月 数／12 (キ) 年間飛行 時間300時間以 上350時間未満 <u>349,156</u> 千 円×運営月 数／12 (ク) 年間飛行 時間350時間以 上 <u>359,156</u> 千		

新					旧						
			円×運営月 数／12 イ 位置情報把握システムを 利用していない場合 (ア) 年間飛行 時間50時間未 満 <u>322,989</u> 千 円×運営月 数／12 (イ) 年間飛行 時間50時間以 上100時間未満 <u>333,489</u> 千 円×運営月 数／12 (ウ) 年間飛行 時間100時間以 上150時間未満 <u>343,989</u> 千 円×運営月 数／12 (エ) 年間飛行 時間150時間以 上200時間未満 <u>354,489</u> 千 円×運営月 数／12 (オ) 年間飛行						円×運営月 数／12 イ 位置情報把握システムを 利用していない場合 (ア) 年間飛行 時間50時間未 満 <u>287,356</u> 千 円×運営月 数／12 (イ) 年間飛行 時間50時間以 上100時間未満 <u>297,356</u> 千 円×運営月 数／12 (ウ) 年間飛行 時間100時間以 上150時間未満 <u>307,356</u> 千 円×運営月 数／12 (エ) 年間飛行 時間150時間以 上200時間未満 <u>317,356</u> 千 円×運営月 数／12 (オ) 年間飛行		

新					旧					
			時間200時間以上250時間未満 <u>364,989</u> 千円×運営月数／12 (カ) 年間飛行時間250時間以上300時間未満 <u>375,489</u> 千円×運営月数／12 (キ) 年間飛行時間300時間以上350時間未満 <u>385,989</u> 千円×運営月数／12 (ク) 年間飛行時間350時間以上 <u>396,489</u> 千円×運営月数／12 ②～⑤ (略)					時間200時間以上250時間未満 <u>327,356</u> 千円×運営月数／12 (カ) 年間飛行時間250時間以上300時間未満 <u>337,356</u> 千円×運営月数／12 (キ) 年間飛行時間300時間以上350時間未満 <u>347,356</u> 千円×運営月数／12 (ク) 年間飛行時間350時間以上 <u>357,356</u> 千円×運営月数／12 ②～⑤ (略)		
			<u>⑥ 緊急フロー ト管理・脱出 訓練経費 1 か所当たり 300千円</u>	<u>ドクターヘリの緊 急フロート管理及 びドクターヘリか らの脱出訓練に必 要な諸謝金、旅 費、備品費、消耗</u>				<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	

新						旧					
			(2) ①～③ (略)	<u>品 費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料（会場借料、機器借料）、会議費、雑役務費</u> (2) ①～③ (略)				(2) ①～③ (略)	(2) ①～③ (略)		
	キ～シ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	キ～シ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>ス ドク ターヘリ 運航体制 緊急支援 事業</u>	二	<u>次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。</u> (1) <u>機器確保等経費</u> <u>1か所当たり</u> <u>410,000 千円</u> <u>※救急医療対策事業実施要綱第19の2(1)イ及び2(2)イに事業者にあつては、410,000千円×救急医療対策事業実施要綱第19の2(1)イに規定する契約都道府県へ</u>	<u>ドクターヘリの確保等に必要なリース料、点検・整備費、改修費、工事費、工事請負費、燃料費、職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び賃料、会議費、社会保険料、雑役務費、委託費（上記経費に該当するものの。）</u>	<u>2分の1</u>		<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>

新						旧					
			<u>の飛行時間</u> <u>／年間飛行</u> <u>時間とする</u> <u>。</u> (2) <u>訓練費</u> <u>1 か所当</u> <u>り</u> <u>750千円</u> (3) <u>広告経費</u> <u>1 か所当</u> <u>り</u> <u>1,375千円</u>	<u>ドクターヘリの安</u> <u>全運航のための整</u> <u>備士等の確保に必</u> <u>要な訓練等に必要な</u> <u>諸謝金、旅費、</u> <u>備品費、消耗品</u> <u>費、印刷製本費、</u> <u>通信運搬費、借料</u> <u>及び賃料（会場借</u> <u>料、機器借料）、</u> <u>会議費、雑役務費</u> <u>ドクターヘリの安</u> <u>全運航のための人</u> <u>材確保に必要な雑</u> <u>役務費（人材紹介</u> <u>料、広告経費）</u>							
(2) 周産期医療対策事業等	ア～エ (略) <u>オ 小児</u> <u>地域支援</u> <u>病院運営</u> <u>事業</u>	(略) <u>二</u>	(略) <u>1 か所当たり</u> <u>20,396千円×</u> <u>事業月数／12</u>	(略) <u>小児地域支援病院</u> <u>運営事業に必要な</u> <u>給与費（医師基本</u> <u>給、看護師基本</u> <u>給、医師諸手当、</u> <u>看護師諸手当、社</u> <u>会保険料）</u>	(略) <u>3 分の</u> <u>1</u>	(2) 周産期医療対策事業等	ア～エ (略) <u>(新規)</u>	(略) <u>(新規)</u>	(略) <u>(新規)</u>	(略) <u>(新規)</u>	(略) <u>(新規)</u>
(3) 看護職員確保対策事業	ア～イ (略) ウ 助産師活用推進事業	(略) (略)	(略) 次の(1)から (3)により算出 された額の合 計額とする。 (1) 協議会運 営経費	(略) (略)	(略) (略)	(3) 看護職員確保対策事業	ア～イ (略) ウ 助産師活用促進事業	(略) (略)	(略) 次の(1)から (3)により算出 された額の合 計額とする。 (1) 協議会運営	(略) (略)	(略) (略)

新						旧					
			1 か所当たり <u>2,110千円</u> (2)～(3) (略)					経費 1 か所当たり <u>2,102千円</u> (2)～(3) (略)			
(4) 歯科保健医療対策事業	(略)	(略)	1 か所当たり <u>892千円</u>	(略)	(略)	(4) 歯科保健医療対策事業	(略)	(略)	1 か所当たり <u>961千円</u>	(略)	(略)
(5)～(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(5)～(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(7) 医療提供体制整備事業	ア(ア)～ (ク) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(7) 医療提供体制整備事業	ア(ア)～ (ク) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>(ケ) ドクターヘリ運航体制緊急支援設備整備事業</u>	<u>医療機器等</u>	<u>次の(1)から(2)により算出された額の合計額とする。</u> (1) <u>医療機器 1 か所当たり 10,000千円</u> (2) <u>医療資機材 1 か所当たり 9,400千円</u>	<u>ドクターヘリに搭載する医療機器及び医療資機材等の購入費、委託費(上記経費に該当するもの。)</u>	<u>2分の1</u>		<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>

新	旧
---	---

	<u>(コ) 小児救命救急センター設備整備事業</u>	<u>ドクターカー</u>	<u>1 か所当たり 32,039千円</u>	<u>ドクターカーの購入費及びドクターカーに搭載する医療機器等の購入費</u>	<u>3 分の 1</u>		<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
	イ～オ (エ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		イ～オ (エ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	オ(オ) 災害拠点精神科病院等設備等整備事業	(略)	(略)	災害拠点精神科病院及び <u>日本DPAT</u> を有する病院として必要な広域災害・救急医療情報システム端末等の購入費	(略)		オ(オ) 災害拠点精神科病院等設備等整備事業	(略)	(略)	災害拠点精神科病院及び <u>DPAT先遣隊</u> を有する病院として必要な広域災害・救急医療情報システム端末等の購入費	(略)
	オ(カ)～サ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		オ(カ)～サ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(8)～(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(8)～(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表 3

1 事業分類	2 事業区分	3 係数 a	4 係数 b
(略)	(略)	(略)	(略)
(7) 医療提供体制設備整備事業	ア (ア)～(カ) (略) <u>(コ) 小児救命救急センター設備整備事業</u> ウ～サ (略)	(略)	(略)

別表 3

1 事業分類	2 事業区分	3 係数 a	4 係数 b
(略)	(略)	(略)	(略)
(7) 医療提供大体制設備整備事業	ア (ア)～(カ) (略) <u>(新規)</u> ウ～サ (略)	(略)	(略)

新				旧															
	イ (略)	(略)	(略)		イ (略)	(略)	(略)												
(交付基礎額の下限) 7 交付の決定において4の（7）の事業について、別表4の第2欄に定める下限額に満たさない場合には、交付（算定）基礎額の対象としないものとする。 別表4 <table><tr><th>1 基準額</th><th>2 下限額</th></tr><tr><td>(7) 医療提供体制設備整備事業 ア（ア）～（キ）（略） <u>（コ）小児救命救急センター 設備整備事業</u></td><td>(略) <u>1品につき</u> <u>100千円</u></td></tr><tr><td>ウ～サ（略）</td><td>(略)</td></tr></table>				1 基準額	2 下限額	(7) 医療提供体制設備整備事業 ア（ア）～（キ）（略） <u>（コ）小児救命救急センター 設備整備事業</u>	(略) <u>1品につき</u> <u>100千円</u>	ウ～サ（略）	(略)	(交付基礎額の下限) 7 交付の決定において4の（7）の事業について、別表4の第2欄に定める下限額に満たさない場合には、交付（算定）基礎額の対象としないものとする。 別表4 <table><tr><th>1 基準額</th><th>2 下限額</th></tr><tr><td>(7) 医療提供体制設備整備事業 ア（ア）～（キ）（略） <u>（新規）</u></td><td>(略) <u>（新規）</u></td></tr><tr><td>ウ～サ（略）</td><td>(略)</td></tr></table>				1 基準額	2 下限額	(7) 医療提供体制設備整備事業 ア（ア）～（キ）（略） <u>（新規）</u>	(略) <u>（新規）</u>	ウ～サ（略）	(略)
1 基準額	2 下限額																		
(7) 医療提供体制設備整備事業 ア（ア）～（キ）（略） <u>（コ）小児救命救急センター 設備整備事業</u>	(略) <u>1品につき</u> <u>100千円</u>																		
ウ～サ（略）	(略)																		
1 基準額	2 下限額																		
(7) 医療提供体制設備整備事業 ア（ア）～（キ）（略） <u>（新規）</u>	(略) <u>（新規）</u>																		
ウ～サ（略）	(略)																		
(統合補助金の配分方法) 8～（別添3）（略）				(統合補助金の配分方法) 8～（別添3）（略）															

第1号様式
(別紙2)

何誌②		事業の実施に要する経費に関する調査（区庁提供枠組推進事業補助金）											(事業名)	
事業分類	事業区分	施設（地区又は市町村）の名称	別表20の第1欄に定める項目	別表20の第4欄に定める取組時	別表20の第5欄に定める対象経費の支出予定額	計画財 源助成額	確定額	経費集費から交付金その他の収入額を控除した額	別表20の第6欄に定める補助率又は別表20の第8欄に定める倍率a	計画財源 補助額	別表20の第9欄に定める補助額又は別表20の第8欄に定める倍率b	交付額	備 考	
			(A) 円	(B) 円	(C) 円	(D) 円	(E) 円	(F) 円	(G) 円	(H) 円	(I) 円			
								-						
								-						
								-						
								-						
								-						
								-						
								-						
								-						
								-						
合 計								-				6	1	

(作成書様)

1 (A)欄から(F)欄は各事業区分ごとに、交付書6欄(交付額の算定方法)に従い必要となる欄のみ使用し、(I)欄を算出すること。

2 (E)欄の「寄付金」は、防衛医療センター運営事業、周産期母子医療センター運営事業及びNPO等長期入院児童支援事業においては「診療収入替及び寄付金」、ドクターヘリ導入促進事業においては「救急搬送診療料等及び寄付金」と読み替えるものとする。

第2号様式
(別紙2)

[illegible][illegible]

